

瀬戸蔵条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第11号

瀬戸蔵条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸蔵条例施行規則（平成17年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
区分		単位	金額 (円)	区分		単位	金額 (円)
<省略>				<省略>			
特別 会議 室	電動式スクリーン	1式	520	特別 会議 室	電動式スクリーン	1式	520
					<u>プラズマテレビ</u>	<u>1台</u>	<u>2,090</u>
共用 の附 属設 備	<省略>	<省略>	<省略>	共用 の附 属設 備	<省略>	<省略>	<省略>
	展示パネル（ワイヤー付）	1枚	110		展示パネル（ワイヤー付）	1枚	110
	<省略>	<省略>	<省略>		<u>白布</u>	<u>1枚</u>	<u>310</u>
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸蔵条例施行規則別表の規定は、令和4年4月1日以後に施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。